

介護職員等処遇改善通知書

令和6年度介護職員等処遇改善計画に基づき、下記のとおり賃金改善における支援を行ないます。

記

●令和6年6月から月額賃金として処遇改善手当を支給する

①経験・技能のある常勤介護職員 月額23,000円 非常勤介護職員 時給160円

(条件) 令和6年3月31日時点で、当法人において8年以上継続勤務をしている者、及び介護福祉士の資格を有する者とする。

②他の常勤介護職員 月額19,000円 非常勤介護職員 時給130円

③その他の常勤職員 月額7,000円 非常勤職員 時給50円

●令和6年12月・令和7年5月分給与支給時に処遇改善一時金を以下の通り支給する。

- ・12月支給対象は6月から11月、5月支給対象は12月から5月の各6ヶ月分を対象とし、常勤は基本賃金及び非常勤は支給賃金額の21.6%の6ヶ月分の合計を支給する。
- ・稼働率及び勤怠状況等により支給率は変動することがあります。また支給日に属する月の給与締日（1月20日もしくは6月20日）に在籍していない者は支給されません。